

水産物部完納奨励金交付承認要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第69条の規定に基づき、水産物部における完納奨励金の交付及び完納奨励金の額の公表等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(完納奨励金)

第2条 完納奨励金とは、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて卸売業者と卸売の相手方との買受代金の支払猶予の特約に基づく期限内に代金を完納した場合において、卸売の相手方又はその組織する団体に対し、次の各号に掲げる目的をもって交付する奨励金をいう。

- (1) 買受代金の期限内の完納を奨励するための奨励金に相当するもの
- (2) 買受代金決済の合理的制度の維持のための奨励金に相当するもの
- (3) 市長が特に必要と認める場合において、卸売の相手方又はその組織する団体に対し特別に交付する奨励金に相当するもの

(交付の限度)

第3条 完納奨励金の最高支出限度は、卸売業者ごとに、当該年度総卸売金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額に1000分の4及び100分の110を乗じて得た額に相当する額とする。

(交付率)

第4条 第2条第1号の完納奨励金交付率は、卸売業者ごとに卸売の相手方に対する卸売金額のうち期限内に完納された額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額（以下、「対象額」という）の1000分の4以内とする。

2 第2条第2号の完納奨励金交付率は、卸売業者ごとに卸売の相手方に対する卸売金額のうち期限内に完納された対象額の1000分の0.6以内とする。

(申請手続)

第5条 卸売業者が卸売の相手方又はその組織する団体に対して完納奨励金を交付しようとするときは、その年度開始前に完納奨励金交付承認申請書（施行規則様式27）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、契約内容に変更がない限り、各号の契約書の写し等を省略できるものとする。

- (1) 卸売業者と札幌水産物精算株式会社（以下「精算会社」という。）との契約書の写し

- (2) 仲卸業者と精算会社との契約書の写し
 - (3) 売買参加者と精算会社との契約書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (承認方法)

第6条 市長は、定率で交付する完納奨励金については、卸売業者の申請に基づき、毎年度その年度開始前に包括して承認する。

2 市長は、特別に交付する完納奨励金については、卸売業者の申請に基づき、個別に審査し、第3条に定める最高支出限度内の範囲内で承認する。

3 市長は、前2項の承認を行う場合は、業務規程第69条第3項の規定に基づいて行わなければならない。

(交付状況の報告)

第7条 卸売業者は、完納奨励金の交付状況について、毎月10日までに前月分の種類別の交付額を完納奨励金月間交付状況届出書(様式1)により市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、当該年度における完納奨励金の交付状況について、当該年度終了後30日以内に完納奨励金年間交付状況報告書(様式2)により市長に報告しなければならない。

(交付状況の報告)

第8条 卸売業者は、完納奨励金の交付状況について、毎月10日までに前月分の種類別の交付額をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

附 則

1 この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

2 水産物部完納奨励金等交付承認要領(昭和47年3月1日)は、廃止とする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

様式 1

完納奨励金月間交付状況報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

水産物部完納奨励金交付承認要領第7条第1項の規定により、 月分の
交付状況について、下記のとおり報告いたします。

記

定率奨励金交付額	円
特別奨励金交付額	円

備考 この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式 2

完納奨励金年間交付状況報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

水産物部完納奨励金交付承認要領第7条第2項の規定により、 年度の交付状況について、下記のとおり報告いたします。

記

種類	支出基準		支出金額 (円)	支出金額に対する 対象額 (円)	率 (%)
	区分	率			
定率奨励金	売買参加者				
	仲卸業者				
	小計 (A)				
特別奨励金					
	小計 (B)				
合計 (A + B)					

総卸売金額	円
総対象額 (C)	
支出割合 (A + B) / (C × 110 / 100)	%

備考 この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。